

事務連絡

令和2年9月16日

各都道府県教育委員会
情報機器整備等担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局
情報教育・外国語教育課長

公立学校情報機器整備費補助金（4事業）の実績報告について

- 家庭学習のための通信機器整備支援事業
- 学校からの遠隔学習機能の強化事業
- G I G Aスクールサポーター配置支援事業
- 公立学校入出力支援装置購入事業

公立学校情報機器整備費補助金（上記4事業）（以下「国庫補助事業」という。）を行う設置者が国庫補助事業の実績報告を行う場合の手続等については、下記のとおりとしますので、遺漏のないように域内市町村教育委員会への周知をお願いいたします。

記

1 実績報告書の提出義務

公立学校情報機器整備費補助金の交付を受けて事業を実施する地方公共団体の長は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、実績報告書を都道府県にあっては文部科学大臣に、市町村（組合及び特別区を含む。）にあっては都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

2 実績報告書の作成単位

設置者別、事業別に一つの単位として作成する。

※G I G Aスクールサポーター配置支援事業の交付決定を複数回受けた自治体については、実績報告書を原則交付決定毎に作成するものとするが、やむを得ず交付決定毎に提出できない場合は、一つの単位として作成する。

※公立学校入出力支援装置購入事業は、内定の単位毎に交付申請を行って交付決定を受け、実績報告書を交付決定毎に作成する。

3 実績報告書の提出期限

ア. 国庫補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日とする。

イ. 国の会計年度が終了したときに国庫補助事業が未完了の場合は、当該年度の翌年度の4月10日までとする。

4 提出書類

◆補助事業が完了した場合

I. (別記様式10-4~7) 事業完了実績報告書

「2. 確定額」については、【別添1-4~7】(4事業それぞれの)内訳書【その1】における「確定額(国庫補助対象経費総額)※」と同額を記入する。「交付決定額のうち、不用額」には、「交付決定額 - 確定額」を記入する。

※学校からの遠隔学習機能の強化事業は「確定額(国庫補助対象経費/2の総額)」、GIGAスクールサポーター配置支援事業は「確定額(国庫補助対象経費総額/2)」

※確定額が「1. 交付決定額」を超えた場合は、「1. 交付決定額」と同額を記載する。

II. 添付資料

国庫補助事業が完了した場合の実績報告書には、「実績報告書の提出に係る必要書類確認表(4事業それぞれ)」に示した書類を添付する。

※【参考4~7】実績報告書の提出に際しての書類整理(4事業それぞれ)を参照の上、GIGAスクールサポーター配置支援事業を除き、内訳書【その2】のNo.毎に整理して添付すること。

※添付資料は極力必要部分のみとし、事務の簡素化を図ること。

◆補助事業が完了しなかった場合

I. (別記様式11-4~7) 年度終了実績報告書

II. 添付資料

交付の決定をした年度内に補助事業が完了しなかった理由の分かる書類(「理由書」等(様式は任意))を添付すること。

※補助事業が完了しない場合は、年度内に都道府県が財務局等に対して繰越の手続きを行うこと
になります。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

情報教育・外国語教育課 家庭学習、遠隔学習担当 電話：03-6734-3263

GIGAスクールサポーター担当 電話：03-6734-2659

特別支援教育課 入出力支援装置担当 電話：03-5253-4111 (内線 3255)

03-6734-3257 (直通)

E-mail : giga@mext.go.jp